

日本複写産業DCプラン 個人型手続き等の説明

60歳未満の退職者様（日本複写産業DCプランの資格喪失者）のご説明の参考にしてください。

★資産残高 15,000 円以下の場合

企業型である日本複写産業DCプランから脱退一時金として全額受け取ることが可能です。

<説明事項>

- ・退職者本人が JIS&T コールセンター (0120-401-229) に連絡し、手続きを行う。
- ・一時金を希望しない場合は、個人型運用指図者の手続きをする。

① 退職後すぐに転職しない場合（第1号被保険者）

個人型の手続きをし、資産を移換しなければなりません。

<説明事項>

- ・個人型(加入者もしくは運用指図者)の手続きを行う。

② 退職後、専業主婦になる場合（第3号被保険者）

支給要件を満たせば、個人型の手続き後(もしくは同時に)脱退一時金を受け取ることができ、脱退一時金を希望しない、又は要件を満たさない方は、個人型運用指図者の手続きが必要です

<説明事項>

- ・脱退一時金の手続きができ、希望する方は個人型を運営している機関(別紙II参照)にて手続きを進める。
- ・脱退一時金を希望しない、又は要件を満たさない方は、個人型運用指図者の手続きをする。

③ 転職・就職する場合（第2号被保険者）

転職される企業にて、企業型もしくは個人型の手続き、かつ資産の移換手続きが必要です。

<説明事項>

- ・転職先にて企業型もしくは個人型の手続き、かつ資産の移換手続きを必ず行う。
- ・転職先での手続きにおいては、JIS&T(コールセンター:0120-401-229)とも連絡する。

<<< 配布してください >>>

別紙Ⅰ「今後の手続きに必要な情報」 (基礎年金番号、会社名を記入してください)

別紙Ⅱ「主な個人型運営管理機関」

<<< 速やかなお手続きをお願いしてください >>>

退職後、半年以内に手続きをしなかった場合、国民年金基金連合会へ強制的に資産が移換され、様々な制約・不都合が生じますので、すみやかに手続きを進めるようお願いしてください。

<個人型の手続きについて>

個人型は、様々な金融機関が運営しています。(別紙Ⅱを参考にしてください)

その中から運営管理機関を選び、個人型移換の手続きを進めます。

また、左の②における脱退一時金の手続き先も個人型運営管理機関となります。

○自分で掛金を掛ける ~ 個人型加入者

⇒ **移換依頼書**・**加入申出書**を提出

○ " 掛けない ~ 個人型運用指図者

⇒ **移換依頼書**を提出

<脱退一時金の支給要件について>

◎60歳未満 ◎企業型の加入者でない ◎個人型の加入者となれない

◎通算拠出期間が1ヶ月以上3年以下、または資産残高が50万円以下

◎最後に企業型年金資格を喪失してから2年を経過していない

◎企業型からの脱退一時金(資産15,000円以下の脱退一時金)を受けていない

これらすべてを満たす場合、脱退一時金を受け取ることが可能になります。

注)平成26年1月1日より脱退一時金の支給要件が変更となります。